

あなたの笑顔でまちを元気に！

令和3年度 甲佐町職員採用試験

一次試験

期 日：9月19日（日）
場 所：県立御船高等学校
申込受付：7月26日（月）～8月13日（金）

■資格区分および採用予定人数

区 分	職 種	採用 予 定 人 数	受 験 資 格
高等学校卒業程度	一般事務	2人程度	平成3年4月2日～平成16年4月1日に生れた者

※受験資格……①日本国籍を有する人 ②地方公務員法第16条各号に当てはまらない人

■町職員を募集します

町では、令和4年4月1日

採用予定の職員を募集します。

▼申し込み手続き方法

①持参または郵送

郵送の場合は、町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留郵便で送付してください。

※持参の場合は、町総務課窓口に提出してください。

②インターネット（電子申請）

町公式ウェブサイトの試験案内「インターネット操作方法」をよく読んで申し込んでください。

▼申し込み受付期間

7月26日（月）～8月13日（金）

※郵送の場合は、8月13日（金）消印有効です。

※インターネットの場合は、8月13日（金）午後5時までに正常に到達したものに限り有効です。

▼一次試験内容

・教養試験（一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈）

・適性検査（作業能力および職務への適応性）

・作文試験

▼二次試験内容

個人面接ほか

▼お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140
（内線221）

／先輩の声／



平成31年度入庁
学校教育課
石井 真奈美 さん
（上早川三区）

甲佐町教育委員会の一員として、町立小・中学校の運営に関する事務を担当しています。

子どもたちが当たり前に受ける授業の裏に、多くの支えがあることを実感する毎日です。私を育ててくれた母校に恩返しするつもりで仕事に取り組んでいます。私たちの甲佐町の将来を担う子どもたちのためにも、町職員として一緒に働いてみませんか？

後期高齢者医療制度の 被保険者証の変更や保険料などについて

■8月1日（日）から被保険者証 などが変わります

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日（土）です。
8月1日（日）から使用できる新しい被保険者証（黄色）を、7月中に簡易書留にて郵送します。

現在の被保険者証は、8月1日（日）以降に処分するか、町住民生活課まで返却してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」も、7月31日（土）に有効期限を迎えます。

8月1日（日）以降も引き続き該当する人には、被保険者証と併せてお送りします。

■令和3年度の保険料額が決定

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により賦課されます。保険料額は、均等割額（5万6000円）と所得割額（基礎控除後の所得額の9・95%）を合計した金額で、年額64万円が上限額です。

■保険料の軽減について

所得の低い人については、保険料の均等割額が軽減される場合があります。

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が次の要件を満たす場合は、それぞれ均等割の軽減を受けることができます。

- ・7割軽減
43万円＋10万円×（世帯の給与・年金

所得者数から1人を減した数）以下
・5割軽減

43万円＋28万5000円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（世帯の給与・年金所得者の数から1人を減した数）以下

・2割軽減

43万円＋52万円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（世帯の給与・年金所得者数から1人を減した数）以下

また、後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、資格取得後2年間は均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

■決定通知書の送付について

7月中旬に、被保険者の皆さんに「令和3年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。1人ひとりの保険料額や徴収方法などを記載していますので、必ずご確認ください。

決定通知書でお知らせする保険料の徴収は7月から始まります。年金からの差し引き（特別徴収）または納付書での窓口支払い（普通徴収）で納めてください。

徴収方法は個人ごとに異なります。通知書に記載されている徴収方法を確認し、期日までの納付をお願いします。なお、徴収方法の変更はできません。

普通徴収の人は、口座振替が便利で安心です。ぜひご利用ください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113
（内線107）

■医療費の自己負担限度額（月額）

負担割合	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事代 （1食あたり）
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
3割	現役並み所得者Ⅲ （住民税課税所得 690万以上の方）	25万2600円＋（総医療費－84万2000円）×1割 ＜4回目以降 14万100円＞※1		460円 指定難病患者の方などは 260円の場合もあります
	現役並み所得者Ⅱ （住民税課税所得 380万以上の方）	16万7400円＋（総医療費－55万8000円）×1割 ＜4回目以降 9万3000円＞※1		
	現役並み所得者Ⅰ （住民税課税所得 145万以上の方）	8万100円＋（総医療費－26万7000円）×1割 ＜4回目以降 4万4400円＞※1		
1割	一 般	1万8000円 （年間上限14万4000円）	5万7600円	
			4回目以降4万4400円※1	
	区分Ⅱ※2	8000円	2万4600円	過去12カ月で90日までの入院 210円
				過去12カ月で91日目からの入院 160円※4
	区分Ⅰ※3	8000円	1万5000円	100円

※1 過去12カ月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は＜＞内の金額となります。

※2 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）

※3 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費や控除額（年金所得金額から80万円（給与所得がある場合は給与所得金額から10万円））を差し引いたときに0円となる人

※4 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。